

役員報酬及び役員等の費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人近畿圏不動産流通機構（以下「機構」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び役員等の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは定款第20条第1項に規定する理事及び監事をいい、定款第42条第2項に規定する専門委員会の委員と併せて役員等という。
- 二 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- 三 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 機構は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は別表に基づき支給する。
- 3 前項の報酬は原則、職務遂行当日に直接現金支給する。
- 4 法令に基づき、控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬額からその金額を控除して支給するものとする。
- 5 役員には役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬の決定基準)

第4条 機構の役員報酬は社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき支給する。

(費用)

第5条 機構は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 交通費については、役員等交通費規程に基づく額を支給する。

(公表)

第6条 機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、理事について必要な事項は理事会が別に定め、監事について必要な事項は監事の協議により別に定める。

附則 この規程は、平成26年12月18日より施行する。

(別表) 役員
報酬日額表

理事	監事	
	員内 (会員の内から選出)	員外 (公認会計士又は税理士等)
0円	0円	30,000円
<p>(備考) 1. 員外監事においては、役員等交通費規程の第4条第3項における日当は支給しない。</p> <p>2. 報酬額は、一日あたりの額であり、同一日に複数の会議に出席した場合もこの額を上限とする。</p>		

役員報酬年度総額表

理事	監事	
	員内 (会員の内から選出)	員外 (公認会計士又は税理士等)
0円	0円	300,000円